平成 19 年度第 6 回定例会 町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成19年(2007年)9月14日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員 委 員 長 富 川 快 雄 委 員 名 取 紀美江 委 員 井 関 孝 善 員 岡 田 英 子 教 育 長 山 田 雄 三
- 4、署名委員委員長委員

5、	出席事務局職員	学校教育部長	安	藤	源	照
		生涯学習部長	荒	木	純	生
		教育総務課長	老	沼		誠
		教育総務課管理主幹	馬	場	昭	乃
		施設課長	金	子		敬
		施設課主幹	梅	村	文	雄
		学務課長	松	村	信	_
		指導課教育センター担当課長	田	原	克	人
		指導課副参事	飯	島	博	昭
		指導課主幹	田	後		毅
		統括指導主事	澤	井	陽	介
		指導主事	畄	野		隆
		社会教育課長	天	野	三	男
		社会教育課市民大学担当課長	砂	田		勉
		社会教育課副参事(管理主幹)	細	野	信	男
		スポーツ課長	加	藤	_	美
		図書館長	手	嶋	孝	典

図書館市民文学館担当課長 守谷信二

(町田市民文学館長)

博物館副館長 畠 山 豊

博物館主幹 松本 司

公民館長 落合忠繁

公民館主幹 石 井 健 一

ひなた村所長 小川和明

ひなた村主幹 谷澤 繁

大地沢青少年センター所長 深澤 泉

国際版画美術館副館長 藤川満正

書 記 小針敏男

書記福元貞栄

速 記 士 大前むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第37号 町田市民文学館運営協議会委員の委嘱について 原案可決

議案第38号 本町田遺跡復旧事業検討委員会委員の委嘱について 原案可決

- 7、傍聴者数 1名
- 8、議事の大要

午前 10 時 01 分開会

○委員長 おはようございます。第6回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は名取紀美江委員です。

日程に従って進めてまいりたいと思います。

日程第1、月間活動報告、教育長から説明をお願いします。

〇教育長 8月3日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告いたします。

8月3日以降ですので、小・中学校については夏休みということで、特に生涯学習部の 方では夏休みの関係のいろいろな行事、催し等々がございました。 それでは、表に従ってですが、8月5日に町田市郷土芸能協会の1つであります薬師太 鼓あづま会が結成30周年を迎えて、記念のチャリティコンサートがございまして、出席を いたしました。

同じ日、これも恒例となっておりますが、薬師池公園で観蓮会と自由民権の鐘を撞く会がございまして、そちらに出席をいたしました。

8日、公民館運営審議会委員の委嘱式、これはお1人の方の委嘱でございます。途中で 辞められた方がいまして、たしか前々回だったでしょうか、同意をいただいた方について の委嘱です。

それから同じ日ですが、東京都市教育長会幹事会・定例会がございまして、主な内容と しましては、来年度の東京都予算の予算要望について取りまとめをいたしました。

17 日、臨時校長会、これは開会前にご報告をいたしました、町田第三中学校の生徒が部活動中にお亡くなりになり、その概要について校長会に説明をするとともに、熱中症の再発防止の徹底を指示いたしました。

20 日、東京都教育庁訪問ですが、これは東京都全体で再雇用制度の見直しを都の方で進めておりまして、これについて東京都市教育長会として見直しについて要望ということで、正副会長で都の方に参りました。

21 日、教育財政・教育施設研究委員会、これも東京都市教育長会の1部会ですが、この研究委員会に所属をしておりまして、今年度の研究テーマとしては、小学校の英語活動、中学校の外国語、英語の関係について研究をしようというテーマが決まりました。

22 日、桜美林大学を訪問とありますが、これは玉川大学と桜美林大学で教員の研修を行ったところです。詳しくは報告事項の方にあると思いますが、22 日は桜美林での最終日ということで、学長さん等々にお礼を申し上げました。

24 日、都民体育大会及び東京都市町村総合体育大会の選手団解団式が総合体育館でございました。特に市町村総合体育大会では、前年に引き続き、総合では準優勝、男子は優勝でございました。

25日、大地沢夏祭りが行われまして、各教育委員さんともども出席をいたしました。

26 日、町田市総合防災訓練がございまして、メイン会場が南第二小学校ということで行われました。

28 日と9月5日ですが、28 日は市議会会派代表者会議、9月5日は市議会全員協議会、これについては先ほど申し上げました町田第三中学校での部活動中の生徒死亡事故につい

てご報告をいたしました。

29 日、通学区域検討委員会、これは小山中央小学校の関係で通学区域について検討をいただくということで、第1回目を小山センターで行ったところでございます。正副会長を指名したり、選任したり、そのようなことが主なものです。

9月2日、市民軟式野球大会、ソフトボール大会の開会式が市営球場でございました。 あと、市議会の関係については省略させていただきます。4日から開かれているところ です。

9月8日ですが、体育指導員地区別研修会ということで、これは体育指導員の第6ブロック、町田市、八王子市、日野市、稲城市、多摩市の5市ですが、体育指導委員の研修会が総合体育館で行われまして、講演等々がございました。

9日、少年野球秋季大会開会式も市営球場で行われ、出席をいたしました。

同じ日、FC町田ゼルビアホームゲーム最終戦ということで、サッカーの地元チームゼルビアが関東1部で優勝を既に決定していたわけですが、その最終戦が野津田の陸上競技場で行われまして、出席いたしました。

主な内容としては以上でございます。

〇委員長 ありがとうございました。

両部長から何かありましたらどうぞ。

- **〇生涯学習部長** 特にございません。
- ○委員長 各委員から発言がありましたら、よろしくお願いします。
- ○井関委員 2件ございますが、夏休みに行われた教員の研修会について報告いたします。 1つは、教育センターが担当する小学校理科実技研修会で、8月10日に見学しました。 これは2日間、町一小の理科室を借りて行われたもので、20名を超える若い教員が参加していました。見学したときのテーマは「宇宙」で、研修の指導者が日本の宇宙飛行士とじっこんなことから、情報や教材を入手され、宇宙での生活とか、宇宙飛行士の地上管制室とのやりとりなどを皆で模擬体験して、さらに星座づくりなどの実験教材を実際に組み立てていました。

指導者は具体的には小学校の副校長なのですけれども、教材には予算がないので、20名を超える参加者に行き渡るように 100 円ショップを利用したり、所属の学校の消耗品を回したり、どうしても必要なものは指導者が自己負担をしていました。4テーマで約3万円ですので、1テーマ 7,500 円ということで、予算が十分でないので、新しいものをやるの

はかなり無理しないとできないのではないかなと感じました。

もう1つは、この日の指導者は全員のために実験教材とか、パソコンとか、プロジェクターなどをリュックに入れて運んでいまして、自動車を利用しないのですかと聞いたら、やはり通勤に自動車は使わないことになっているということでした。この委員会でも何度も言ったのですけれども、規則をつくる人は緩く考えても、下流になるほどガチガチになってしまいますので、この場合、事故のことを考えると、教員が自己責任で自動車で来るのもなかなかできないでしょうから、教育センターでこういうときは自動車を使っていいという臨時許可でも与えてあげればいいのではないかなと思いました。

もう1つは、今年度から授業力・教育課題研修会ですが、7月30日に玉川大学で特別支援教育について、8月22日、先ほど教育長さんから報告のあった桜美林大学でいじめについて研修を受けました。どちらも外部講師に来ていただいていました。それを受けて、各学校での取り組み事例報告などもなされていました。

テーマとか講師の依頼、物理的な場所の確保など、指導主事を初め関係者の方々のご努力のたまものと感謝いたします。参加された先生方と帰りがけにちょっと話しますと、日頃まとまって聞けないことがよく聞けて、大変ためになったと言っておられました。私が聞いた特別支援教育にしても、いじめにしても、学校ですぐ先生が自分に関係していることだから、それだけ切実にメリットを考えてとられたのかもしれません。

5月の関東甲信静市町村教委連合会というところで講演がありまして、文教大学教授の 島野道弘氏が、研修については指導力の程度によって4段階に分けるべきであるとの1つ の考え方でした。1番目は身につけさせる、2番目は向上させる、3番目は能力を発揮さ せる、4番目は養成する。養成とはどういうことかなと思っていたのですけれども、今回 の講座を聞いていると、養成するというのは研修などの指導者を養成することと考えると、 今回の研修会でも多くの教員が講師となっておられましたので、さらに指導力の研さんに なったのではないかと思いました。研修すればいいというのではなくて、どの段階の研修 を目的とするかによって中身が違ってくるということでした。

2番目は、8月25日に自由民権資料館で開催されていました「軍事郵便にみる戦死の諸相」展があったのですが、そのとき行われた記念講演に参加しました。展示の主なものは市川仁三郎氏が満州で収集したもので、8月の定例教育委員会で紹介があったのですけれども、資料館の開館初期の1987年に展示が一度されたそうです。今回はそれに、戦地から能ケ谷の青年団に当てられた年賀状、はがきが加わったものです。

講演は、国立歴史民俗博物館の一ノ瀬氏で、ご自分で収集された軍事郵便、特に戦死の通知を見て、日露戦争から太平洋戦争への変化を話されました。日露戦争時代は身内が銃に打たれて、その通知が「ポン、コロリで死んだ」では遺族は満足しないので、そのためある程度の脚色で「勇猛に戦って、天皇陛下万歳と言って死んだ」、さらには丁寧な手紙が書かれていたそうです。太平洋戦争では戦況が悪くなるにつれて、一体いつ、どこで、どのように亡くなったかわからないので、部隊全滅の日をもって戦死したというような手紙が多かったそうです。

皆さんの常識と違いそうなことを1つ紹介しますと、日露戦争のときに兵士は「我等の命は二銭五厘だ」と言っていたそうです。これは切手の値段ではなくて、弾丸1個の値段だそうです。私は二銭五厘ではなくて、一銭五厘と聞いていたのですけれども、一銭五厘ははがきの値段で、召集令状は郵便で来るものではなくて、連隊が出したものを村や町役場の職員が手渡しで届けたのだそうです。資料館の展示をそのときすぐ見たのですが、残念ながら赤紙は展示されていませんでした。後で再度調べてみますと、B5判を小さくした大きさですので、はがきではないなということがわかりました。

講演の参加者は部屋いっぱいの 40 人以上で、高齢者が中心でした。展示場にあった自由 ノートを見ますと、中学生、高校生も宿題などでこの展示を見に来ていたようです。展示 そのものは悲惨を押しつけただけのものではなくて、講演も先ほどの話のようにわかりや すいものだったので、中学生や高校生が参加すると、夏休みの課題研究によかったのでは ないかなと感じました。

8月のこの委員会で委員長が、他の施設を含め、学校の夏休み向けに合同のPRをしてはという提案をされていましたけれども、PRにはそういう工夫が必要だなと思いました。 O岡田委員 今、井関委員の方から、夏休み中にはそうした戦争を扱ったいろいろな企画があったということでしたが、私は、中央公民館の方で8月5日に、原爆、このときは長崎の被爆者の方が福江島出身ということで、私は何度か福江島へ行っているので懐かしいなと思いながら、その長崎市で小学校の先生をされていた方のお話を聞いてきました。その長崎市の小学校の校庭にあるセツコ桜という、やはり原爆で亡くなられた女の子の話をまとめたものを紙芝居にして紹介してくださっていました。参加者は親子連れの小学生までです。中学生の姿は見えなかったのですけれども、20組ぐらい来られて、やはりそれなりに盛況でした。

こうしたものが幾つかいろいろなところでやられていて、これは戦争関係ですけれども、

18 日には地球一日博物館、こちらの方には小さい子からもう少し大きい中学生まで来ていました。夏休み中はあちこちで子どもたちが夏休みの宿題をやるのによさそうな、あるいはそうでなくても教養を深めることをするような機会がたくさん設けられていて、本当にいいなと思いました。

9日に市立博物館でインドネシア更紗の講演会があったので、こちらにも参加しました。 さすがにここでは子どもの姿というよりは、やはりある程度大人の方、学生さんとか年配 の方がいらしていて、講演会の方はぎゅうぎゅう詰めで大変な盛況でした。展示そのもの も雰囲気が大変出ていて、工夫された展示でおもしろく見てまいりました。

それから、ほかにご報告としてバレーボール大会、9月9日はレディースの第1部だったのですけれども、そこでお話を伺ったとき、今、中学、高校の男子バレー部が非常に少なくなっていると。どうしても指導者が育たないような環境になっていて、本来だったらバレーボール人口は相当日本にあったはずなのに、今はバレーボールをやる子がほとんどいなくなってしまった。やはり指導できる人を育てていかなければいけないのだということで、設備に関しては学校の体育館が使えるわけですから、指導者を育てることと、それを若い人たちに伝えていくことを今課題として考えているという話をされていました。

実際に、プログラムで見ますと、町田市内の高校男子のチームは3チーム、中学校の方もこれだけなのですよと見せていただいたのですが、やはりそれも3チームだったと思います。女子はそこそこいるのですけれども、そこに課題があるのだなということをご報告しておきます。

○名取委員 道徳の地区公開講座で中学校の方に行ってきました。道徳地区公開講座が始まってもう数年たつのですが、道徳の授業そのものは先生方がとても熱心に研究されておりまして、充実したものになってきたように思います。この日も1年生が人権をテーマにした弁論大会で、1人1人とてもすばらしい発表の内容でした。ところが、保護者の参加がとても少ない。各教室ゼロか1人、2人という形で、何かとても残念な気がしました。協議会でも保護者が1人も参加をしない。1人地域の方が参加をしてくださって、あとは先生と私たち教育委員という形で、地域の方にとても失礼だったのではないかなという気がしました。先生方はとても熱心なのですが、保護者の方が道徳の授業に無関心なのだなということがとても心に響きました。

また、この日、同じ時間に3年生は修学旅行の説明会をやっていたのですが、そちらに はたくさんの保護者の方が来ているのに、協議会の道徳授業の方には1~2年生がいない というのはとても残念なように思いました。

それから、夏休みに行いました先生方の研修会ですけれども、私も少し感想を述べたいと思います。特別支援教育といじめについての講演に行ってきました。両方ともとても参加人数が多くて、これはすごい関心の高さがわかりました。実例を挙げての講義の内容でしたので、今先生方が身近に起こっていることと照らし合わせながら講義を聞くことができたのではないかなと思いました。特別支援教育についての講義が終わった後、今まで見えなかったものがこれで何か見えてきたような気がするねという先生の声も聞くことができました。この研修会はとても中身の詰まった実りのあるものだったと思います。これがずっと続くことを希望いたします。

○委員長 3人の委員から8月中に行われた幾つかの行事、あるいは学校訪問等を経験しての感想並びに意見といったことが出されましたけれども、それに関連したところでもしお話があればどうぞ。――ありませんか。大学と連携した授業力・教育課題研修会については後で報告事項がございますので、そこのところでまたあればお願いしたいと思います。各委員から幾つかの問題点なりが出されたと思いますので、それらについてはまた関係のところで検討していただきたいと思います。

では、以上で活動状況報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第37号 町田市民文学館運営協議会委員の委嘱についてを審議いたします。 教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第37号は、町田市民文学館運営協議会委員の委嘱についてでございます。 本件は、町田市民文学館の運営に関する基本的事項を協議するため、町田市民文学館条 例第20条及び町田市民文学館条例施行規則第21条に基づき、委員として委嘱をするものです。

- 任期につきましては、2007年9月1日から2009年8月31日になってございます。

委嘱する方は次のページでございます。なお、どういうものを協議するか、あるいは委 員の経歴等々については文学館長の方から補足説明をさせていただきます。

○文学館長 文学館運営協議会委員の委嘱について、詳細をご説明いたします。

文学館の条例では、第 21 条で附属機関としての運営協議会を設置することになっている わけですが、中身としては、有識者、学校教育関係者、社会教育関係者、市民のうちから 12 名以内で教育委員会が委嘱することとなっております。一般的に附属機関の中の委員と 考えますと、各文学ジャンル、詩、小説、ノンフィクション、そういった文学ジャンルの 専門家にお集まりいただいてというのが割と一般的のように思いますけれども、今回の文 学館運営協議会は少し趣の変わった組織構成をさせていただいております。

文学館はまだ草創期でございまして、これから町田文学館がどういう具体的な活動の骨組みをつくっていくかという非常に重要な時期にございますので、今、文学館が当面している取り組みたい課題、そういったものに特化した、いわばプロジェクトチーム型の運営協議会を設置したいということで教育長とも相談をいたしまして、こういう形にいたしました。

したがって、委員の人数も9名ということで、なおかつ今回、あるテーマに特化したと申し上げましたけれども、これはまた改めて委員会の方にある課題をお願いするつもりでおります。特に文学館は、中学生、高校生、そういった若い世代に文学が何をできるのかということを大きなテーマにしたいと考えております。したがいまして、そういった若い世代の近くにいる方を委員としてお願いするということで、任期は2年間ですが、この間に若い世代にどう働きかけられるのかをテーマとして、文学館の基本的な活動の柱のレールを敷いていただこうと考えております。

名簿をごらんいただきますと、小学校、中学校、高校の先生方が3人いらっしゃいます。 学校教育の関係者というと、校長先生、校長会から推薦をいただくことが割と多いわけで すが、今回につきましては実際に子どもたちの世代に直接かかわっていて、なおかつ学校 図書館、あるいは読書教育、そういったものに情熱を傾けていらっしゃる先生方をご紹介 いただいて、お願いをするということでございます。

それから、学識経験者の野沢穰先生はもともと高校の先生だったわけですけれども、現在は東京女子体育大学の名誉教授で、文学教育、読書教育にずっと携わってこられた先生でいらっしゃいます。それから、その下の国松俊英先生は市内在住の児童文学作家でございます。それから、吉目木晴彦さんは芥川賞受賞作家でいらっしゃいまして、市内にお住まいです。それから、野坂悦子さんは、オランダ語、フランス語の翻訳家で、特にオランダの児童青少年の本の翻訳を専門にされていて、海外の読書教育、文学教育などにも造詣の深い方でいらっしゃいます。

それから、市民の2人でありますが、川合裕子さんは中学校の学校図書館の有償ボラン ティアをされている方で、生徒とはまた別の角度で若い世代に接していらっしゃる方であ ります。最後の鬼塚淳子さんですが、19歳ということで、若い世代に向けての委員会です から、ぜひ当事者として加わっていただきたいということです。実は子どもセンターつるっこの立ち上げに子ども委員としてかかわられた方で、今年大学に入られました。大変本が好きということで、お話をしてお願いしたところでございます。

以上、9名の方に2年間の任期でお願いするわけですが、冒頭に申し上げましたように、 特定の課題に特化した運営協議会でありますので、2年間の任期が終了すれば、原則とし て委員が全部入れかわるということで考えております。

〇委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらどうぞ。

- ○岡田委員 委員の枠が12名まであるとお聞きしたような気がするのですけれども、年齢的にいろいろな各世代の方を入れていていいと思うのですが、20代、30代の方がいらっしゃらないのですね。文学館はせっかく保育室を設けましたので、もしそういう方が見つかれば、なかなか子育て中でお忙しいのかもしれませんけれども、もしいらっしゃればそういう方も委員に加えられたらいいのではないでしょうか。
- ○文学館長 ご指摘の点、よくわかりました。12 名なのですけれども、今申し上げたように極めてプロジェクトチーム型の運営協議会ということで、単に机上で議論するだけではなくて、そこでの議論が文学館の事業としてすぐに試行してみるというような動きのある運営協議会にしたいと考えておりますので、人数も機動力のある人数で考えました。ただし、12 名という枠がございますので、若い世代がもっといてもいいなと思っていました。もし適任者がいらっしゃれば、柔軟に考えてまいりたいと考えております。
- ○委員長 確かに 30 代、40 代のところが抜けておりますし、今、岡田委員のお話もありますので、柔軟に考えていただくということで、いい方がいらっしゃったらよろしくお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

- ○井関委員 一番下の19歳の方ですけれども、ご説明がありましたのでよくわかりました。 これは全部で平均すると、この19歳の方がおられるものですから50歳ぐらいになると思いますけれども、本当によくこういう若い方を探されたなと思います。どうもありがとうございました。
- ○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第37号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。—— ご異議なしと認め、原案のとおり可決することに決しました。 議案第38号 本町田遺跡復旧事業検討委員会委員の委嘱についてを審議いたします。 教育長から説明をお願いします。

〇教育長 議案第38号は、本町田遺跡復旧事業検討委員会委員の委嘱についてでございます。

本町田遺跡復旧事業検討委員会を新設したため、本町田遺跡復旧事業検討委員会設置要綱第3第2項の規定に基づき、委員として委嘱をするものです。

任期は2011年3月31日でございます。

2枚目にお願いする先生方を記入させていただきました。なお、詳細につきましては博 物館副館長の方からご説明いたします。

○博物館副館長 委員の先生は5名お願いいたしました。そのうち4名は専門の先生、1 名は小学校の校長先生にお願いしております。

一番上の伊藤玄三先生は考古学がご専門で、市の文化財審議委員もなさっています。元 法政大学の教授で、茅ヶ崎市博物館館長を務められています。2番目の可児先生は、東京 都埋蔵文化財センターに元おられた方です。やはり考古学がご専門です。3番目の大野先 生は建築学がご専門で、大野先生も市の文化財審議委員になっています。現在、横浜国立 大学の准教授ということです。4番目の安藤先生は考古学のご専門で、現在、慶応義塾大 学の准教授ということです。5番目は小学校長の伊藤先生にお願いしました。伊藤先生に ついては、将来、本町田遺跡公園を学校との絡みの中でどう活用するか、そのようなこと についてもご意見を賜ろうと思っております。

〇委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かありましたらどうぞ。

よろしいですか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第38号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。—— ご異議なしと認め、原案のとおり可決することに決します。

日程第3、協議事項に入ります。

日程第3は、協議事項として、「文化、スポーツ行政等の推進体制について」を議題として協議をしたい思います。

教育長より説明をお願いします。

○教育長 協議事項の「文化、スポーツ行政等の推進体制について」でございますが、お 手元に市長から委員長あての協議書の写しがあろうかと思います。参照していただければ と思います。

2007年8月23日付、07町企行第446号で、市長より、「文化、スポーツ行政等の推進体制について」という文書を受理いたしました。

内容ですが、市長部局では 2008 年 4 月に中期経営計画の推進を目指して、全庁的な組織 改正を行うことを予定しているということ。それから、文化、スポーツ行政は教育委員会 が主として担当することとされていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部改正により、文化、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することができ るようになりました。東京都では既に、文化、スポーツに関する事務を知事部局に移管し ております。このような状況から、町田市としては、今後、重点的に文化振興、スポーツ 振興によるまちづくりを推進するには、市長部局に文化及びスポーツを担当する組織を置 き、そこを中心として教育委員会と連携し、進めることが望ましいと考えています。

子ども行政については、青少年施策の効率的・効果的な推進や、子どもセンターとひなた村等との施設間の連携強化を目的に、青少年関連事業及び青少年施設を教育委員会から市長部局に移管したいと考えています。

つきましては、地教行法第29条の規定に基づき、1、文化及びスポーツに関する事務を 市長が管理・執行することについて(文化財保護、学校における体育を除く)、2、文化、 スポーツに係る施設として、町田市民文学館、国際版画美術館、博物館、体育施設を市長 が所管することについて、3、町田市青少年委員等、青少年関連事業及び青少年施設ひな た村、大地沢青少年センター、自然休暇村を市長が所管することについて、教育委員会の 意見を聞きたいという内容になっております。

以上、ご協議をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長 今お聞きのとおり、本件は、生涯学習部の所管に係る組織改正について市長から意見聴取を求められたものであります。したがいまして、事務局から本提案に対し補足の説明がございましたら、お願いしたいと思います。

○学校教育部長 私の方から、組織改正に係る今後のスケジュールについてご説明いたします。

今、教育長の方から説明がございましたように、市長から既に8月23日付にて地教行法第29条に基づく意見聴取を依頼されております。教育委員会での意見聴取手続きを経て、11月初旬には組織改正関連議案を取りまとめ、12月議会に上程の上、新年度、2008年4月1日からの施行を予定されているということであります。このため、本日の9月定例教育

委員会、または本日を含め 10 月定例委員会までに教育委員会としての意見を取りまとめる 必要がございます。また、当面する事務としては大変事務量も多く、スケジュールもタイトでございますけれども、組織改正関連条例の改正案作成事務も 11 月までに行う必要がございます。それ以降については、組織条例改正を受けた規則、規程、要綱の改正、その他の事務作業が行われることになります。

なお、今回の組織条例改正は、2008 年4月1日施行となっております改正地教行法を適用して行うものでありまして、したがって、12月議会におきましては改正地教行法第24条第2項の規定の趣旨に沿って、議会からの意見聴取を受けることになると想定されているところでございます。

〇生涯学習部長 私の方からは、組織改正に伴う課題につきまして、現在、事務局の内部 で議論をしております課題について、現段階での整理したものにつきまして、参考までに ご報告させていただきたいと思います。

まず、今回の組織改正に伴う課題といたしまして、基本的に7つの観点から今の段階では整理できるかと考えております。まず第1に、教育機関としての特性に係る問題です。ご存じのように、教育機関につきましては教育委員会制度の固有な組織ということであります。現状ですが、移管に伴う国際版画美術館等の教育機関につきましては、現在、展示事業等で自主的に企画し、専門性を発揮しているところであります。もちろん研究等の事業も行っているわけですけれども、これが移管されることになりますと、組織規則上、教育機関ではなくなることになりますので、教育機関の持つ特性といったものが継続されるかどうかといったところが重要な課題になってくると考えております。

それから2点目、今後の生涯学習の施策がどうなるかといった観点でございます。現状ですが、生涯学習部では社会教育課とスポーツ課の事務局に加えまして、現在、7つの教育機関が連携して生涯学習施策を推進しているということであります。したがいまして、組織改正ということになりますと、スポーツ及び5つの教育機関が移管されることになります。したがいまして、残された組織ということから、生涯学習施策の弱体化が懸念されることになろうかと思います。

3つ目といたしましては、移管施設の設置目的や生涯学習施設としての位置づけといった問題であります。移管される教育機関は、現在、国際版画美術館、博物館、文学館でございますが、これらは文化施設の側面だけではなくて、市民学習の場である生涯学習施設としての役割を担っているわけです。したがいまして、組織改正の目的で強調されており

ます文化振興面を強調するといった施策のもとでは、市民の学習する場としての役割が後 退することが懸念されてくると考えます。

4つ目といたしまして、博物館の歴史・民俗部門の今後のあり方です。博物館というのは個別施設の問題でありますけれども、特に課題として挙げるべき重要な問題と考えております。現状ですが、博物館は、ガラス、陶器、大津絵といった美術作品の展示活動のほかに、歴史・民俗資料の展示、普及活動を担っております。また、多くの資料を収集し、郷土資料のセンターとしての役割も担っているわけです。これが移管されるということで、博物館の収蔵する多くの歴史・民俗資料と歴史系の展示、教育普及活動といったものが文化振興施策の中で十分展開されるかどうかがやはり懸念されるところであります。

5点目ですが、今後の青少年教育施策といったことについてであります。現在、ひなた 村及び大地沢青少年センターでは、社会教育課の青少年教育担当とともに、子ども生活部 と連携しながら、青少年教育事業を推進しているところであります。従来は教育委員会と の連携の視点で青少年教育を推進してまいりましたけれども、子ども生活部移管によりま して、青少年教育の視点が失われることになるのではないかということがやはり懸念され るところであります。

6点目ですが、今後の文化、スポーツ振興策についてであります。現状、教育委員会に おいても当然のことながら、文化、スポーツに係る事業は積極的に展開しているわけです。 市長部局に移管されることによりまして、今後、何が可能となるかが今回の提案では明確 にされておりません。逆に言えば、教育行政の観点が見えていないといったところに懸念 を覚えるところであります。

7点目ですが、教育委員会と市長部局との連携についてであります。移管される施設につきましては、現在、同じ教育委員会の所管であるということから、連携が十分円滑に行われているということが言えるかと思いますが、学校教育と移管された施設との連絡、連携が疎遠になることがないのか、こういった点につきましてやはり懸念を持っているところでございます。

要約しますと、現状、私どもの方で検討している中で整理された課題はこの7点に要約できるかと思っております。

〇委員長 事務局から説明がございました。

お手元に幾つかの資料があるかと思いますけれども、町田市長から教育委員長あてに「文化、スポーツ行政等の推進体制について」という表題の、先ほど教育長の説明があった文

書の2枚目に、参考資料として「文化・スポーツ担当組織等の構成案」が載っております。 今説明がありましたように、生涯学習部の中のどういうセクションがどのように市長部局 に移管されるのか、そして教育委員会はどのような組織になるのかという、教育委員会の 場合には案になりますけれども、そういう資料もございますので、それらを参照にされな がら、また、今、生涯学習部長、学校教育部長からの説明等も頭に入れていただきながら、 これより質疑並びに意見をお聞きしたいと思います。

大変大きな問題でもありますので、スケジュールにもございましたけれども、もし今日だけで質疑、意見等が尽くされない場合には、また来月ということもあるかと思いますけれども、一応まず最初に質疑を受けたいと思います。ご意見はその後にまた伺いたいというふうに分けて考えたいと思います。最初に質問がありましたら、どういう点からでも結構ですから、出していただきたいと思います。

○井関委員 すごく大きな問題なので、本論はもう少しお話を聞いてからだと思うのですけれども、小さいことで、個別施設の組織替えが線で結ばれていますけれども、博物館の場合ですと、後世に残すべき文化財保護の重要性も含んでいるのかなと思ったのですが、これが博物館と文化財保護は分離されているようになっていて、文化財保護の重要性は、実は法律の制定のときにも、なぜ文化財保護だけは教育委員会に残しているか意味がわからないのです。博物館とかは市長部局に移してしまってもいいとなっていますが、文化財保護は除くと書いてある、それの意味がどういうことかよくわからないのです。この町田の場合においては、この組織だけですと、生涯学習課というところに残っていて、何となくソフトで、町田の場合は考古資料室という少し小さなものが残ることは残るかもしれませんけれども、ソフトだけでいいのかなという質問です。

もう1個は、新しくできた文学館は図書館と一体と見てきたという、あるいは新しい図書館の方向を出しているのかなということも言えるのですけれども、それが何か分かれて、文学館だけ市長部局に移っているのはどういう意味なのかなと考えます。小さい質問はそんなところです。

○委員長 ある程度まとめてお答えをいただきたいと思いますので、先に質問を幾つか聞きたいと思います。

○岡田委員 文化財ということの定義で、例えばここに具体的に大津絵ということも書いてありますけれども、挿絵のコレクションが国際版画美術館にあるのですが、本当にすばらしいと思うのですね。「ダンテの神曲」の挿絵だとか、それ以外でもずっと系列的に時代

を追って持っておられる。こういうものは文化財に当たるのかどうかということですね。 文化財の保護というのは、博物館の活動の大きなものであろうと私も考えましたので、こ この文化財の定義等を含めてご説明をいただけたらと思います。

〇委員長 質問はほかにございますか。

今、3点出ています。3点のうち文化財に関しては、井関委員と岡田委員の質問は関連 しておりますので、一緒に答えていただきたいと思います。

〇生涯学習部長 まず、博物館の収蔵品、それから博物館の事業としての文化財保護の関連事業の扱いということになってきますが、まず、今回の組織の移管に伴いまして、それぞれが持つ業務をどうするかといったことについては、これから具体的な協議といった形で整理してまいります。

当然のことながら、文化財保護に関する権限は教育委員会に残るわけですので、施設そのものが移管されるということにあっても、文化財保護に関する業務そのものの権限は教育委員会に残る形になりますので、その業務の執行につきましては整理する必要がある。ですから、法律上、例えば委任なり補助執行といった形で対応せざるを得ない部分は当然出てくるかと考えております。

文化財の細かい定義につきましては、文化財保護法の中で明確になっていますので、後で社会教育課長の方からご説明をさせていただきたいと思います。

それから、文学館と図書館で、基本的に文学館と図書館は、組織規則上、一体となった形で管理・執行されているわけです。今回、組織改正に伴って、文化施設、それから法律に基づく社会教育施設という位置づけが明確な図書館をどのように切り分けられるかという問題になろうかと思います。ご存じのように、文化施設といった定義はございません。ですから、文学館を文化施設ということで移管するに当たっては、恐らくその定義そのものが明確でありませんので、今後、業務の中身、設置目的で、整理する必要がある問題が出るかどうかといったところで考えていかなければならないと考えております。

ただ、図書館につきましては明らかな法律上の位置づけが明確でありますので、こちらの方は分離させていると理解しております。

〇社会教育課長 文化財を除くといった表現がされている理由の1つは、文化財保護法というのがありまして、かなり規制を含む法律体系になっています。その最も典型的なのは埋蔵文化財の関係でして、開発に伴うものも、罰則を含むそういった法体系ということで、いわゆる文部科学省を中心とした法体系のもとでの業務ということで、教育委員会から外

す内容にはならないと理解しております。

それから、そういった文化財保護法に指定されている対象、例えば指定文化財があるわけですけれども、国あるいは東京都、市、そして文化財があるわけですが、そういったものが例えば博物館なり、将来的には自由民権資料館にも指定される内容があるかもしれませんし、場合によっては国際版画美術館にも、その指定物としてはそういったものがあります。博物館は博物館法のもとで今施設が運営されているといった形で、市によっては、博物館の歴史的機能が極めて強調された施設におきましては、文化財の所掌事務を博物館の組織の中で担当しているといった場合もございますが、町田市の教育委員会におきましては、埋蔵文化財の対応が非常に業務量が多いということで、社会教育課を中心にしたところで文化財係が設置されているということです。

- **〇委員長** 両質問者、よろしいですか。追加質問はありますか。
- ○岡田委員 スポーツの関係で、今学校で利用している施設が幾つかありまして、大地沢ですとか、ひなた村の方に「縄文人になろう」ということでいろいろな学校が行っていると思うので、そういった影響について質問したいと思います。
- ○統括指導主事 今、調べている最中なのですが、校外学習、大地沢、ひなた村、それから見学鑑賞、版画美術館、その他、野津田の陸上競技場での連合陸上ですとか、あとは学校開放プールに指導員を派遣していただいたり、そんな具体的な取り組みがつながっているところがございますから、これらの連携がスムーズにいくように調整をしていく必要があるという状態でございます。
- **〇委員長** 今後さらに調整をし、協議をする必要があるということですね。
- ○教育長 学校との関係では、施設の利用もそうなのですが、例えば今、版画美術館では 小・中学校の作品展を版画美術館の事業としてやっていますので、1つの利用だけではな くて、そういうところを今後ちゃんとやってくれないと、作品展もできなくなってしまう ものですから、移管に当たってはそういうことをちゃんと言っていく必要があるのかなと 思います。
- ○委員長 それも連携の1つですからね。

非常に基本的なことで質問なのですけれども、博物館法、美術館法という法律があるわけですね。それにのっとって運営されたり、行事を展開されていると思うのですけれども、移管されてもその法律にのっとっての運営その他が行われるのかどうか。博物館法とか美術館法があれば、それにのっとるのかどうか。それから、教育施設としての位置づけは移

管後も変わらないのかどうか、そこらあたりはどうなのですか。

〇生涯学習部長 まず、博物館法の関係ですが、今回の移管に伴って博物館の経営内容なりが変わるかどうかというお話ですが、法律上の問題として、登録博物館の問題がございます。いわゆる博物館法で言う博物館といった定義は、1つは簡単に言いますと、登録化されていること、それから設置者が地方公共団体その他ということで、登録と地方公共団体の設置と2つの要件を満たしたものについては博物館法で言う博物館ということになるわけです。

その博物館につきましては、地教行法に基づきまして教育委員会が管理・執行する形になっております。ですから、法律上は、博物館法の博物館は教育委員会が管理・執行する形になっているわけです。ですから、これを市長の方が管理・執行するといった形につきましては、今お話ししました登録の問題がやはり懸念される部分としてはあります。その部分については何らかの対応が必要かとは考えておりますし、行政管理課もそれについては当然対応しなければいけないという認識でいるようであります。

あとは、内容につきましては、その実際の展示その他の運営について管理する側がどのようにしていくかという話ですから、当然、教育機関として、館長を中心にして管理・運営してきたことが、その内容を今後、市長部局が同様にして継承していけば、それで問題ない話なのでありますけれども、ただ、登録によって果たされているといったものも当然あるわけですから、それによっての影響についても一部懸念される問題もあると考えております。

〇委員長 一部懸念される問題が存在するというお答えでしたけれども、やはり一部懸念 される問題というのは、具体的に例えばこんな問題だということがあれば伺いたいのです けれども。

〇生涯学習部長 博物館法での登録制度につきましては今いろいろ議論がありまして、見直し等も進んでいるようでありますが、そういった面は抜きにしまして、登録そのものについて言いますと、まず、認定されているわけですから、それによる信用力といったものが当然あろうかと思います。ですから、その信用力によって、例えば国指定の文化財の貸し出しが可能になるといった面もあろうかと思っています。また、当然、文科省の補助が受けられるか受けられないかといったこともあろうかと思います。ただ、実態としてそれらが現在どの程度機能しているか、また、補助額も全体の登録博物館に対してどの程度それを理由にして補助されているかといったことについては、今私どもの方できちんと把握

しておりませんので、お答えできませんけれども、考え方としてはそういったことでございます。

〇委員長 例えば博物館についてなのですけれども、企画展をする場合に資料の貸借を他館と行いますよね。それがまた企画展をするには大きな役割を果たしていると思うのですね。それらについては問題はないのですか。

〇生涯学習部長 他館との貸し出しにつきましては、基本的にはそれぞれの館の信用力と ギブ・アンド・テークで、その館が持っている収蔵品の価値といったものが大きな比重を 占めているかと思います。また、館長自身のつき合いということもあろうかと思いますけ れども、その中の1つとして、登録博物館の信用力といったものもあろうかと思っており ます。

〇委員長 ほかに何かご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、前に資料はいただいていますけれども、今日、十分な時間が必ずしもとりえない部分もありますので、一応ここで質問は打ち切りまして、もしご意見があれば、今の説明の範囲で結構ですけれども、ご意見を言っていただければと思います。

○井関委員 まず、教育委員側の方ですけれども、今年度の教育目標を決めるときに、この生涯学習については何かあいまいなところがあるというようなことを言って、これを見直すという小さな動きがありましたし、いろんな機関、博物館とか文学館でも、横の連携を持ってやるというのがこの1年、急に何かどっと出てきて、自分らでもやろうというのがあるかなと思いました。ただ、教育委員会としては、こういう文化芸術の振興、スポーツも含めてですが、将来計画というのは余りなかった。社会教育委員の会議に生涯学習をどうすべきかというような案を求めたことはあるけれども、実際になかった。

今度、市長部局の方に関して考えてみると、ドーンと来たけれども、文化芸術振興基本計画を策定して、それでとにかくやってみる、その中で修正していこうということで、市長部局の中にもはっきりしたものがボンとあるわけではないということです。本来は市長部局、今度の新市長になってからというわけでもないですけれども、市民参加のまちづくり、市民が参加するようなものでいろんなことを決めていこうということを考えているわけで、そういうことを考えると、文化芸術振興基本計画に相当するものをまず策定して、その中で組織はこうあるべきだということが決まってくるのではないか。つくっておいて、ともかくやろうというのだったら、今のと余り変わらないのではないかなという感じがしますね。ですから、一番重要なのは、そういうしっかりしたものを一緒にでもいいのです

けれども、やって、それで組織をちゃんと探していこうという考えがいいのではないかな と思います。

○岡田委員 これは町田市の話ではないのですけれども、一般的に見て、ほかの地方自治体において、まちづくりの施策の場合は経済効果を期待しているものが多いように思うのですね。そこの中で文化、スポーツの振興をするということで、これらの施設を全部そちらの市長部局に移動すると、果たして本来の教育的な目的であるとか、今、博物館の場合には資料収集、図書館、文学館もそうですけれども、そうした資料収集とか保存の活動が果たして経済効果と一致していくのかどうかですね。それからまた、子どもたちの教育なのか、経済効果なのかが必ずしも一致しないケースもあるのではないかということで、少し心配な部分があるのです。

やはり市長部局の方にすぐに移った場合には、この間、2年前ですか、総合体育館とかプールが指定管理者に移管されましたけれども、指定管理者の方に移管したことにおいて出てきた問題点もあるわけですね。それによってよい部分はもちろんありますけれども、その問題点をどう克服するか十分に検証した上でなければ、市長部局に行くと、何かすぐ博物館とか指定管理者制度の方に移行しそうな気がして、私は心配なのです。そこのところをどのような考え方でこれからされていくのかということもはっきり示していただきたいということがあります。

それから、学校との連携というのは、私自身はこれからますます深めていきたい部分だと思っているのですね。というのは、博物館などに子どもたちが行く、そして、そのときに親たちも付き添いとして行くことによって、親たちの世代においても博物館の利用が進む。これは私自身の経験で、私が博物館に行くようになったきっかけは、もちろん学生時代は行っていましたけれども、子育てをしている途中において子どもの引率でもう一度博物館に行って、ああ、いいなということで行くようになったといういきさつもあるのですね。そういうことで考えてみると、やはり学校の授業に並行して、博物館、美術館がそうした活動をしていただけるということは、市民全体の文化レベルにとても貢献するということがありますので、そこら辺のところを今よりもさらに連携を深めていただきたいと思っております。その辺のところも考えた上で、お答えがあるといいなと思います。

それからもう1つは、すごくささいなことかもしれないのですけれども、子ども生活部という名前のままで移管していくと、今、青少年の特に中学生、高校生、あるいはまた高校を卒業してからの未成年の人たちの行き場所がないことがすごく大きな問題として扱わ

れているのに、子ども生活部局という名前になると、どうしても小学生以下の子どもという、いわゆるイメージの問題なのですけれども、でも、イメージというのはすごく人間にとって大きくて、子ども生活部局で扱っている活動だというと、まずそれだけで中学生、高校生が、ああ、関係ないやと思ってしまうということがあるのですね。そこのところで、この名前のままだとまずいのではないかなということも考えたりしました。

○井関委員 岡田委員に連携して、指定管理者制度というのがちらちらしているとおっしゃったのですけれども、私もむしろそういう布石で来るのかなという感じがしたのです。とにかく永続性を考えなければいけないということが考えられているかどうかですね。経済的効果よりも永続性、例えば文化財の保存というところがちゃんと考えられた上でのものであるか心配に感じます。

○名取委員 市長部局に移ることによって、どこがどうよくなるのか、どこがどう変わる のかというのが具体的に示されていないと思うので、具体的に教えていただきたいなと思 います。

私が一番心配しているのは、今まで行われていたひなた村の創作童話発表会とか、そういうのはどうなってしまうのだろうか、学校教育との関連性はどうなってしまうのか、連携がうまく保てるのだろうかというのが一番心配してしまうところなので、もう少しこれは考えてみたいなと思っております。

○委員長 今、名取委員も触れられましたけれども、文章の最初の前書きのところに、「町田市としては、今後重点的に文化振興、スポーツ振興によるまちづくりを推進するには、市長部局に文化及びスポーツを担当する組織を置き、そこを中心として教育委員会と連携をとりながら進めることが望ましいと考えます」とあります。あと、子ども生活部のことについても触れております。一応「教育委員会と連携をとり」という文言はあるわけですけれども、こうした移管をすることでどのようなメリットがあるのか、市民のためにどういう点がプラスになるのか、そういうことについてのより具体的な説明はぜひ伺いたいという気が私もするわけです。そこらあたりも、また今後、説明があれば伺いたいということで、1つの意見として申し述べておきたいなと思います。

大変大きな組織改正でもありますし、私自身は時代の変化、時代の流れに従って、庁内の組織もそれに合わせた改正をしていくことにやぶさかではありません。それも必要なことだと思います。一方で、そういう前提を置きながらも、従来、長い間教育委員会の中で所管をして、それなりに運営、展開をしてきた諸事業、諸部門を移管することというのは

やはり大きな改正でもありますので、まだまだ細かく見ていくと、さまざまな意見や課題 が今後出てくるのではないかなと思います。

きょうも各委員から大変多くの質問あるいは意見が出されました。それについてのお答えもあったわけですけれども、本日はそれについて結論を出さずに、継続審議としてさらに審議を深めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。――それでは、本日は結論を出さずに、継続審議ということで進めてまいりたいと思います。

時間的な制約もありますので、事務局ではぜひまた附属機関の意見等もきちんと聴取し、 本日の審議、質疑、意見といった議論も踏まえて、意見集約に向けた調整、整理を行って いただきたい。これを希望しておきたいと思います。

以上で、日程第3、協議事項を終了いたします。

日程第4、報告事項に移ります。

○施設課長 1番目の小山中央小学校の設計についてご報告いたします。

お手元に資料があると思いますけれども、小山中央小学校の新設につきましては、平成 22 年4月の開校を目標に業務を進めているところですが、新設校の建設に伴う基本設計業 務として、建築物の配置等の設計内容がまとまりましたので報告させていただきます。

これまでの経過ですが、2006 年度には 12 月、2月と地元説明会を実施し、2007 年度から具体的な検討を進めることになりました。検討に当たりましては、地元の組織として町田市小山地区新設小学校建設協議会を設置しました。委員は 10 名で、小山地区連合会、子ども会連合会、小山地区保護者の方々などで構成されました。また、庁内内部の組織といたしまして、小山地区新設小学校基本実施検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。

委員は、小山小学校、小山ヶ丘小学校の両校長先生を初め学校事務職員、保健給食の職員、地域開放関連として社会教育課、スポーツ課、指導課、指導主事の職員など 20 名の構成で検討を進めました。検討案の検討につきましては、地元協議会と庁内の委員会が情報を共有するという形で進められました。設計事務所からは複数案提案され、さまざまな視点からご議論をいただき、絞り込みを進め、最終的に今回の事案となりました。それでは、資料の方を説明させていただきます。

まず、建築場所でございます。建築場所としましては、町田市小山ヶ丘三丁目7番地1 となります。大型のホームセンターチェーン店舗、カインズホームの隣となります。敷地 面積は3万763平米で、平地部分1万8,628平米、保存緑地部分1万2,135平米となって おります。

建物規模としましては、延べ面積約1万360平米、うち学童保育クラブ約230平米、構造といたしましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、3階建てとなっております。

用途といたしましては、普通教室 24 教室プラス少人数 1 教室、予備教室として 5 教室、オープンスペースを確保しております。特別教室といたしましては、図書室、コンピュータ、理科、図工、家庭科、音楽室などです。

それから、特別支援教室を配置してございます。管理諸室としましては、校長室、職員 室、事務室、用務主事室、保健室等がございます。

その他といたしましては、ランチルーム、給食、体育館等がございます。

続きまして、案内図を見ていただきますと、案内図では小山小と小山ヶ丘小との間にこの新設校があるという位置図になっております。

配置計画につきましては、配置図の2の方ですけれども、方位は図面の上部が北となっております。この接道状況、道路でございますけれども、北側道路は幅員18メートル、西側、左側道路は各6メートル、4メートルが配置されております。敷地の南方向には保存緑地となっておりまして、平地部分から先は南斜面傾斜で眺望が開けている敷地となっております。校舎、体育館は北側に配置し、建物を東西方向に長い長方形とすることで、グラウンドに面する南側を多く確保する計画となっております。

グラウンドは校舎南側とし、十分な採光を確保し、中学校仕様でも対応できるよう直線で 100 メートル、トラックで 200 メートルを確保した広さとなっております。ちなみに、小山ヶ丘小学校では直線 80 メートル、トラックで 150 メートルです。また、北側道路とグラウンドの間に校舎を挟み込むことによりまして、騒音の受けにくい環境を確保しております。プールはコスト面から地上配置としております。また、カインズホーム屋上の駐車場からののぞき込み、また、緊急時の対応を考えて、管理諸室に近い位置に配置いたしました。

全体構成でございますけれども、戻りまして外観イメージ図でございます。

この建物は体育館と校舎が一体となっております。体育館は少し屋上から上に突出している部分、これが体育館になっております。北側道路は外壁や屋根面を一体とした形態をとることにより、普通教室を初めとした各諸室が北側道路から騒音やほこりなどの影響を受けにくい、落ちついた環境を確保することをねらっております。また、校舎北側は低層にしまして、片流れの屋根をかけることにより敷地北側になるべく威圧感のないよう、都

市景観に配慮した計画となっております。

それでは、1階平面図、次の3ページになります。この建物は、地域開放できる部分を 1階にすべてまとめております。開放部分といたしましては、この黒く塗りつぶしている 部分でございます。体育館、特別教室関係の部分でございます。地域開放部分の明確性、 一体性をここで確保しております。また、地域開放のための専用玄関、北側に「開放」と 書いてございますが、こちらの方に配置しております。

また、今回の特徴といたしまして、交流コリドールという言葉が書いてございますけれ ども、これは2層吹き抜けの廊下を配置しておりまして、利用者の関係をつなぐ空間を確 保しているということでございます。

それから、管理諸室でございます。校長室、職員室関係でございますが、管理諸室は校舎の中心に位置し、すべて校庭に面しており、児童の出入りの監視も配慮した、安全に配慮した平面計画となっております。

続いて、2階、3階でございますけれども、2階、3階はすべて普通教室を配置しております。各階、12教室と予備教室3教室を確保しております。

全教室が南に面し、良好かつ平等な採光環境を確保しております。また、オープンスペース型教室の騒音対策として、今回は可動間仕切りの設置、また、2教室での区画も配慮した配置となっております。

小山中央小学校の今後の建設スケジュールでございますが、既に地域への建築計画説明会を実施いたしました。8月29日(水曜日)と9月9日(日曜日)、2回開催いたしました。その中でご意見として、地元の方は児童館を設置していただきたいというご要望がございました。これに関しましては、子ども生活部の管轄になりますので、この辺で検討していくというお話がございました。

それから、意見としては、生コン工場の話はできないと聞いているがというようなお話でございましたが、回答といたしましては、事実としては看板が一応撤去されているということです。今、看板がない状態です。それから、6月議会でも学校設置条例等を設置しているという状況を説明いたしました。

その他の意見としては、地元の要望として、この小学校を中学校対応にできるような配慮はされているのかという意見がございました。それに関しましては、体育館の大きさを中学校仕様にできるようにとか、グラウンドの広さ、それからクラスルームも中学校でも対応できるような広さを確保しているというお話をいたしました。

今後は、この基本設計に引き続き、実施設計を2008年2月までに完了させる予定でございます。その後、工事契約事務の作業を進め、2008年6月議会で工事契約の承認をいただく予定で、議会承認後、工事着工となり、2010年4月の開校を目指してまいりたいと思います。

続きまして、2番目の町田市学校教育施設リファイン計画書の報告について引き続き説明いたします。

お手元の資料、1枚のA3判を折り込んでいる用紙と冊子が1部あると思いますが、1 枚の紙の方でご説明をさせていただきます。

今回、作成した町田市学校教育施設リファイン計画書とは、既存学校施設を長く・よりよく使い続けるための日頃の維持管理と中・長期的改修計画の策定です。リファインとは、「磨きをかける」「洗練する」という意味を持つ言葉です。なぜこのような計画書を作成したかといいますと、本来、大規模改修や環境改善の改修は計画的に進められるべき性格のものでございますが、耐震補強工事に要する経費の増大と新設校の建設に財源が使われ、改修や改善のための投資が後回しになっているのが現状でございます。

建物の耐用年数を 50 年と想定いたしますと、10 年後の 2017 年には 10 校の建替えが必要となります。その後も引き続き改築を進めなければならない状況が続き、多額な財政的負担を強いられることになります。財政需要は平準化しつつ、将来的な建替え計画を進めるためには、まず、今ある施設をより長く使い続けること、つまり施設の長寿命化、延命化を図らなければなりません。そこで、日頃の維持管理と中・長期的改修をリファイン計画として、改修に当たっての考え方を明示し、学校施設の現状と課題から取り組むことといたしました。

リファイン計画の第1に、単なる現状復旧の修繕・改修ではなく、その時代に求められる視点を持った改修を行うということでございます。小・中学校の機能も多様化しております。シック・スクール対策、アスベスト対策、防犯対策、エコスクール化、少人数指導、地域開放、特別支援教育、放課後子どもプランなど、学校施設に求められる姿は時代とともに変化しております。これらは時代に求められる施設の要求水準の確保と向上が学校施設には大変重要であると考えました。

それからもう1つでございますけれども、リファイン計画は施設の質的向上に留意し、 地域社会に愛着のある施設を目指す視点を持つことです。地域の人々の施設、財産として の側面からの計画案の策定とも言えます。今回は、既存施設の老朽化、陳腐化の現状と課 題を取りまとめました。以上でございます。

○指導課副参事 それでは、指導課の方から2点ご報告いたします。

まず1点目、2007年度「大学と連携した授業力・教育課題研修会」について。7月30日から8月1日まで玉川大学、並びに8月20日から8月22日まで桜美林大学において行われました「大学と連携した授業力・教育課題研修会」についてご報告いたします。

お手元にA4判の資料がございます。ごらんいただきたいと思います。

Ⅱの受講者人数につきましては、本研修会に参加した人数でございます。

Ⅲは、両大学の会場ごとの受講者延べ人数をお示ししたものです。小・中学校の教員は延べで 4,001 名の参加がありました。教員以外にも、幼稚園や保育園、大学生の受講もございました。教員だけで言いますと、全 47 講座中、1人平均で 3.2 講座を受講していることになります。

今回の大学との連携研修について、喫緊の教育課題であります特別支援教育やいじめ・ 不登校問題などを講座内容の柱に据え、教員の対応能力の向上に資する内容といたしました。受講者数も今申し上げました内容の講座に受講者が多く、この結果は教員の課題意識 のあらわれでもあり、また、教育委員会といたしましては、教員のニーズに対応した研修 会にすることができたものと感じているところでございます。

この研修会の講座内容につきましては、来年度以降も十分に吟味し、検討を行っていく 予定でございます。今後、今回の研修会の教員向けアンケートを行いまして、10 月定例教 育委員会においてお示しする予定でございます。

続きまして、2点目です。2007 年度中学校2年生職場体験事業第1期・第2期状況報告 についてでございます。

お手元にA4判資料4枚とA3判の資料が8枚ございます。A4判資料の1枚目、「2007年度中学校2年生職場体験事業 状況報告」をごらんいただきたいと思います。

今年度の職場体験事業につきましては、昨年度と同様、3期に分けて実施してまいります。第1期につきましては、再来週9月24日(月曜日)から7校で始まってまいります。818名の生徒が364の本市内、あるいは近隣の事業所において職場体験を行うこととなりました。第2期、第3期につきましては、お示しいたしましたとおりとなっております。第2期につきましては、受け入れ生徒数がやや下回っております。現在、受け入れ事業所の確保のために各学校並びに教育委員会で鋭意努力しているところでございます。

A4判2枚目につきましては、実施時期ごとの中学校名と4月段階の在籍生徒数のデー

タとなっております。

なお、A4判の3枚目と4枚目でございますが、(株) 久美堂様、(株) 三和様につきましては、店舗が複数ございますので、その内訳を載せております。

続きまして、A3判の資料でございます。文字が大変小さくなっておりまして恐縮でございますが、6ページから8ページ、こちらの事業所名の左の番号、1万番台の事業所につきましては、各学校が開拓した事業所となっております。およそ280の事業所になります。教育委員会が開拓いたしました事業所と学校が開拓した事業所で重複しているものにつきましては、教育委員会が開拓いたしました9,000番台までに記してございます。

このように、第1期からそれぞれの生徒が有意義な体験をしてくれるものと私どもも期待しておりますので、どうぞよろしくご支援いただきますようお願い申し上げます。

○社会教育課長 町田市の生涯学習情報誌「生涯学習NAVI」の発行についてご報告します。

従来、夏休み期間中の市内の子ども向け事業として、子ども生活部と協力しまして、夏 休み子どもフェアの冊子を作成してきたわけですけれども、今回は生涯学習の視点で、成 人向けの情報提供を行う試みとして、秋の一定時期をとらえて、市内の学習情報を集めて 分類、整理をして、情報提供を行うために情報ナビを発行したということでございます。 今後、情報収集する枠を広げて、さまざまな学習機会が市民の方にわかりやすく提供でき るよう、内容を充実してまいりたいと考えております。

発行部数は 5,000 部で、生涯学習部の各機関、市民センター等、市民の来られる機関に 無料配布をしております。

作成に当たりましては、放送大学と連絡をとりまして、表紙等の印刷で放送大学のご協力を得ております。

○文学館長 文学館から2点ご報告をいたします。

まず、第1点目ですが、9月9日に終了いたしました小企画展「100年前の町田と『小説教育者』」の結果についてご報告いたします。

お手元の資料にございますように、59 日間の展示期間でしたが、入場者数は 2,733 人、 1日平均 46.3 人で、テーマが大変地味な展示でございましたので、若干少ない人数でした けれども、明治の実在の人物を主人公にした小説ということで、市内外の関係者の方から さまざまな反応がございました。いろいろな新しい資料の発見等もございまして、皆様に 提供していただいております。 あわせて、「小説教育者」につきましては、市民研究員制度ということで、20名ほどの市 民が読む会を組織して毎月活動しておりますが、この市民研究員の方々が展示解説等、若 干参加者は少なかったんですけれども、引き受けてやってくださって、地味ではありまし たけれども、なかなか手ごたえのある展示でありました。

2点目のご報告です。これは、これからオープンいたします開館1周年記念特別企画展「遠藤周作とPaul Endo-母なるものへの旅」につきましてご報告をいたします。

ご承知のように、遠藤周作さんは町田にお住まいだったわけですけれども、日本を代表する作家で、キリスト教文学に終生力を注いでおられましたが、1963 年から 1987 年まで 24 年 8 カ月、町田市玉川学園にお住まいでした。亡くなられた後に、ご遺族から 3,000 点余りの資料を町田市に寄贈していただきまして、これが文学館の設立の直接的なきっかけにもなったということで、文学館をして最初の特別企画展は遠藤周作さんの展覧会ということで企画をしておりました。ちょうど昨年が没後 10 周年、今年が没後 11 年ということなんですが、没後 10 周年の展覧会を企画しておりましたけれども、建物の完成のおくれ等で 11 年ということになったわけでございます。

今回の展覧会につきましては、有料の展覧会ということにいたします。条例上では文学館の展覧会は基本的には無料なわけですが、ただし、特別の展覧会については有料にできることになっておりまして、今回につきましては資料等の借用、長崎市の遠藤周作文学館等から資料をお借りするということで、経費が多少かかっておりますので、有料で実施させていただくことにいたします。

展示の意義でありますが、昨年、没後10周年ということで、長崎の遠藤周作文学館、あるいは軽井沢の高原文庫というところで10周年記念展があったわけですけれども、没後10年の蓄積を踏まえた本格的な首都圏での遠藤周作回顧展ということで意義があろうかと思います。なおかつ私どもの文学館に寄贈されている遠藤さんの資料の中心は、作家になる以前、フランスへ留学していた当時のフランス語の文学書の貴重な資料がございますので、それにちなんで、今回の展覧会については遠藤さんが作家になる以前のフランス留学体験というものに焦点を当てる展覧会でございます。

見どころとしましては、小学校の頃に文才を発揮した詩の作品でありますとか、あるいは3月に新たに発見された初めての著書の自筆の原稿、あるいはフランス留学中に知り合った女性との関係を示す資料その他でございます。あわせてさまざまなイベントを開催いたしますけれども、20日までの締め切りですが、既に定員を上回る参加希望をいただいて

おります。内覧会を9月28日午後3時から予定しております。

○博物館副館長 博物館からは、展覧会の結果報告について、2件報告いたします。

資料が1枚だけになりますが、「インドネシア更紗のすべて」という資料のうち、最下段の枠の中、展覧会名の2つ目の1番目です。館蔵東南アジア陶磁精選展は5月22日から7月15日までの開催でした。開館日数が49日で、入館者数が2,695名、1日平均約55名の入館者を得ました。なお、この期間中には、ギャラリートークということで、担当学芸員が解説を行っております。

その次の段になりますが、「インドネシア更紗のすべて」展の第1部の結果報告になります。第1部の方は7月31日から8月26日までです。この間、開館日数が24日で、入館者数が2,963名、1日平均当たり123.4人の入館をいただきました。第1部の方では催し物として、資料の上から2段目の枠、会期中の催し物とございますけれども、講演会、製作体験講座、音楽会などをしております。

特に8月4日の親子バティック製作体験講座、お父さん、お母さんと子どもたちでの染めの教室、それから8月9日にひなた村のホールをお借りして、アンクルンの演奏会など、子どもを対象とした催し物をいたしました。

なお、「インドネシア更紗のすべて」展では、市民ボランティアの方たちに展示の解説を していただくことを試みております。展示解説、作品解説だけではなくて、バティックの 試着教室、音楽会、アンクルンの演奏会のときなどもお手伝いいただきました。バティッ ク展につきましては、23 日のNHKの日曜美術館で展覧会の紹介をいただくことになって いますので、後期もまた入館者が期待できるのではないかと思っています。

○国際版画美術館副館長 国際版画美術館からは、「料治熊太と仲間たち」展の結果報告を させていただきます。

お手元の資料の企画展の上から2番目でございます。

会期は6月30日から8月5日まで、32日間行いました。有料観覧者数は2,321名、無料観覧者数が999名、合計しますと3,320名でございます。1日平均104名の入館者でございます。

なお、その下に「カラフル・ワールド!」の数字が入ってございますが、これは9月30日までの会期で、現在実施しているものです。また後日、正式にはご報告させていただきたいと思います。

○委員長 以上で報告事項を全部報告していただきました。

一括して、質問その他ありましたらどうぞ。

○井関委員 学校教育施設リファイン計画というのが出ました。先ほどの協議事項で市長部局のときに、教育委員会にソフトの方の計画がないということを言いましたけれども、ハードの計画が出てきたということで、これは生涯学習施設の方もどうなるかわからないので、必要なのではないかと思います。例えば更紗の最初のオープニングのときですか、有名な福田元官房長官がいるときに、あの方は背広を着ていたからいいのだけれども、僕はノータイだったので、寒くてしようがなかったのですね。それで、係の人に「ちょっと寒いのだけれども」と言ったら、「実は奥の方の部屋のクーラーが壊れていまして」と言われたのです。ですから、多分、生涯学習施設の方でも施設を長く保っていくにはハードの計画が必要なのではないかなと感じました。

あともう1つは、これは質問というか、これからですけれども、夏休みの研修会で教員の課題意識が大変高くて出席が多かった。大学生の方が実は各校10以下ということで、これは学校の方でどのぐらい力を入れたかわかりませんので、何とも言えないのですけれども、大学生にとっては興味がなかったのか、それとも10名でも非常に来たと見るのか。それからメリットがなかったのか、例えば2日間だから、1単位ぐらいはもらえてもいいと思うのですね。朝から晩までかかるので。そういうのはなかったのかなと思います。むしろ引き受けた学校として、1つは、大学生にとって興味がなかったのか、あともう1個は、学校の方でこれぐらいの人数だと一生懸命応援しても、うちの学校にはメリットがないのかなと見られるのか、その辺のことをお聞きしたいなと思います。まだわかっていないと思いますけれども、そういう感想です。

○統括指導主事 大学生の参加については、大学側と企画の段階から、特に教員志望の学生さんにはできるだけ開きましょうという話をしていたのですが、1つは会場の関係で教員の希望者が何名いるか、それを確定したところで今度何人入れる余地があるかという段階を踏んでやっていったということで、大学への募集に時間の猶予をあげられなかったということがあります。近づいてから大学側に、この講座とこの講座にそれぞれ何名ずつ入れますよという周知の仕方だったものですから。

もう1つは、会場をお借りするときに、大学側が講義のない期間、つまり大学生がいない期間という注釈を入れていますので、そんな関係で、あえてその講座のために大学へ通ってくる学生さんが今回少なかったということですが、これは連携事業ということですから、もう少し大学生が参加できるような形で、来年度、こちらの方が時期的もものも含め

て配慮してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにございますか。──では、以上で日程第4の報告事項を終了いたします。第6回定例教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前 11 時 49 分閉会